

JOGMEC 法の成立について

平成28年12月6日
資源エネルギー庁
資源・燃料部
石油・天然ガス課

1. 国会日程

- 10月26日：衆議院・経済産業委員会（与党質疑）
- 10月28日：衆議院・経済産業委員会（野党質疑、採決）
- 11月1日：衆議院・本会議（採決）
- 11月10日：参議院・経済産業委員会（与・野党質疑、採決）
- 11月11日：参議院・本会議（採決）、成立
- 11月16日：法律公布・施行

2. 国会審議における主な論点

平成28年10月28日の衆・経済産業委員会及び11月10日の参・経済産業委員会では、主に以下の論点が議論された。

(1) 中核的企業を含む上流開発産業の育成

① 中核的企業論の振り返り

⇒中核的企業である INPEX については、JOGMEC の支援策も活用し、その育成に一定の成果あり。同社の生産規模はここ10年で着実に増加し、今後同社が手がける豪州 LNG 事業の生産開始も見込まれる。準メジャー級とされる100万バレル/日に向け、M&A等を通じ競争力を強化させ、さらなる中核的企業育成を加速させていく。

② 今回の法改正がどう上流開発産業の育成につながるか

⇒和製メジャーを育てるという視点を失わず、今後の JOGMEC リスクマネー供給にあたっては、埋蔵量の大きい案件、オペレーター案件、企業間での経営資源の連携・集約化につながる案件に支援を重点化。

③ 上流開発企業の再編をすべきではないか

⇒1)上流開発専門企業の技術力、2)商社の営業・ネットワーク力、3)電力・ガス会社の購買力といった強みを活かしつつ、②に記載するような案件に支援を重点化。こうした取組を契機に、業界再編も含めた産業全

体の競争力強化を図る。

(2) ガバナンス・審査体制の強化

① JOGMEC の審査体制をどのように強化するか

⇒企業買収等においては、ファイナンシャル・アドバイザー等による資産評価プロセスを新設。国営石油企業の株式取得に際しては、さらにエネルギー政策の専門家等からなる第三者委員会プロセスを新設。

② JOGMEC の内部の人材の専門性強化について

⇒事業部門においては、企業買収等のための特命チームの創設を検討中であり、専門的知見を有する人材を外部から採用予定。審査部門では、数名の人員増強を予定。企業買収等に関する研修も行い、内部人材の専門的知見・審査能力を強化。

③ 石油公団時代の反省を踏まえているか

⇒最大7割までの出融資、失敗時の債務減免、プロジェクトを主導する企業が判然としなかった等から、責任の所在が曖昧であった点が反省点。これらを踏まえ、JOGMEC では「民間主導の原則」による出資、プロジェクト毎の厳格な管理、企業会計に準じた会計処理や情報公開等の仕組みを導入。法改正による新規業務については、①に記載の通り、透明性や適正性を確保していく。

④ これまでの JOGMEC の出資案件の実績

⇒累計53事業のうち21事業（約40%）で石油・天然ガスの十分な埋蔵を確認。一方で、21事業では事業終結。11事業は探鉱継続中。

⑤ 責任の所在の明確化

⇒独法である JOGMEC は、独法通則法の下、理事長の独任制であるため、責任は明確に理事長にある。採択に係る審査プロセスについては、経済産業大臣が認可する業務方法書に明記するほか、採択の意思決定にあたっては経済産業大臣の同意が必要であるため、所管大臣としてそのプロセスの適正性を確認していく。

(3) 資源外交について

① 資源外交との連携

⇒安定供給確保のための、産油国との戦略的パートナーシップの構築にあたり、JOGMEC による国営石油会社の株式取得は重要な手法であり、その際には資源外交との緊密な連携が必要となる。国としても、エネルギー

一分野のみならず幅広い協力案件の組成や、様々な支援を通じて、友好的な交渉環境づくりに取り組む。

(4) 自主開発比率について

① 自主開発比率の定義について

⇒石油・天然ガスの輸入量及び国内生産量の合計に占める、我が国企業が権益を保有する量及び国内生産量の合計の割合。2015年度は過去最高水準の27.2%。平成22年閣議決定のエネルギー基本計画における目標は、2030年までに40%以上。

② 自主開発比率目標達成に向けて

⇒今後の需要見通しや民間企業の中長期的な経営計画などを踏まえ、資源外交やリスクマネー供給などの政策資源を総動員すれば達成しうる。法改正により追加される企業買収等の支援により、効率的に優良権益を獲得できる。国の資源外交との官民一体の取組による権益獲得を促進し、自主開発比率向上を実現していく。

以上